

令和6年能登半島地震災害義援金の募集について

共同募金会では、令和6年1月1日に発生した能登半島を震源とする地震により、被災されたかたを支援する災害義援金を募集しています。
皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

1 義援金種別・受付方法

(1) 令和6年能登半島地震災害義援金（中央共同募金会）

令和6年1月5日(金)から令和9年3月31日(水)まで

※中央共同募金会により、被害状況に応じて按分の上、下記(2)の各県
義援金に送金されます

募 金 箱	青木会館2階 地域福祉課 青木会館1階 青木たら荘 やすらぎ会館1階 在宅福祉課
現金受付	青木会館2階 地域福祉課 ※窓口受付分は受取証が発行できます。
銀行振込	中央共同募金会の指定金融機関へ振り込み ※振込口座は次ページ以降の中央共同募金会募集要綱参照

(2) 各被災県共同募金会による義援金

①令和6年能登半島地震災害義援金（石川県共同募金会）

令和6年1月4日(木)から令和9年3月31日(水)まで

②令和6年能登半島地震災害義援金 富山県被災者支援分（富山県共同募金会）

令和6年1月5日(金)から令和9年3月31日(水)まで

③令和6年能登半島地震災害義援金 新潟県被災者支援分（新潟県共同募金会）

令和6年1月9日(火)から令和9年3月31日(水)まで

銀行振込	各県共同募金会の指定金融機関へ振り込み ※振込口座は次ページ以降の各県共同募金会募集要綱を参照
------	--

2 注意事項

- ・募金箱、現金での受付は各窓口の開所時間になります。
- ・今回の募集では物資を取り扱わず、災害義援金のみの取り扱いとなります。

3 問い合わせ

社会福祉法人埼玉県共同募金会 川口市支会
(川口市社会福祉協議会 地域福祉課)

川口市青木3-3-1 青木会館2階

TEL048-252-1294

「令和6年能登半島地震災害義援金」募集要綱（第7版）

社会福祉法人中央共同募金会

1. 趣 旨

令和6年1月1日に発生した能登地方を震源とする地震により、北陸地方を中心に入り及び家屋への甚大な被害が発生し、複数の市町村に災害救助法が適用されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称

令和6年能登半島地震災害義援金

3. 受付期間

令和6年1月5日（金）から令和9年3月31日（水）まで

（※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）

4. 義援金受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162530	（福）中央共同募金会
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126815	（福）中央共同募金会
ゆうちょ銀行		00150-6-515791	中央共募令和6年能登半島 地震災害義援金

※1 三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料

※2 りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行の本支店間の窓口
及びATMからの振込手数料は無料。みなし銀行は窓口からの振
込手数料のみ無料。

※3 ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常払込手数料は免除されます。

※4 上記以外の金融機関からの振込については、全国銀行協会より手数料免除の要請
が発出されていますが、金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合がござ
いますのでご確認ください。

5. 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は、全額被災県に設置される配分委員会構成組織
に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

6. 義援金の配分

本会より送金する義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

8. その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

9. この要綱は、令和 7 年 1 月 26 日施行です。

「令和6年能登半島地震災害義援金」募集要綱（第5版）

社会福祉法人石川県共同募金会

1 趣旨

令和6年石川県能登地方を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、10市7町（金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町）で災害救助法が適用されました。

石川県共同募金会（以下「本会」という。）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

「令和6年能登半島地震災害義援金」

3 受付期間

令和6年1月4日（木）から令和9年3月31日（水）まで
(被災状況に応じて、受付期間を延長する場合があります。)

4 義援金の受入れ

（1）指定口座による受入れ

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
北國銀行	県庁支店	普通預金 28600	シャカイクシホウジンイシカワケンキョウドウボウキンカイ 社会福祉法人石川県共同募金会 レイワクネントハントウシシヨウイキエンキン 令和6年能登半島地震災害義援金
ゆうちょ銀行		00170-5-421764	イシカワケンキョウドウレイワクネントハントウシシ 石川県共募令和6年能登半島地震 キヨウイキエンキン 災害義援金

- ※1 北國銀行各店からの窓口、ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は、手数料が免除されます。
- ※2 全国地方銀行協会加盟金融機関の窓口での振込・振替は、手数料が免除されます。
(ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。)
- ※3 ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常払込手数料は免除されます。
- ※4 上記以外の金融機関からの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。

（2）現金書留による受入れ

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと受付期間内は郵便料金が免除されます。

送付先：社会福祉法人石川県共同募金会

〒920-8557 石川県金沢市本多町 3-1-10 県社会福祉会館2階

（3）本会窓口による受入れ

（場 所）石川県共同募金会事務局（金沢市本多町3-1-10 県社会福祉会館2階）

（受 付）月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間
(祝日を除く)

5 義援金の配分

お預かりした義援金は、関係団体等で構成される石川県災害義援金配分委員会により配分基準等を決定し、各市町を通じて被災者の皆様にお届けします。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。確定申告に際しては、金融機関から受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。この募集要綱は、本会ホームページからも取得できます。

●受領証の代用となるもの

（ATM）ご利用明細票

（インターネットバンキング）確認画面を印刷したもの

※ただし、受領証として代用するには、①寄付者名、②寄付日、③寄付金額、④寄付先の口座番号（義援金専用口座番号）が明らかにされている書類に限られます。

〔該当する税制優遇措置〕

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみの受入れとなり、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

8 問い合わせ先

社会福祉法人石川県共同募金会

〒920-8557 石川県金沢市本多町3-1-10 県社会福祉会館2階

TEL 076 (208) 5757 FAX 076 (222) 8900

(a-isk@akaihane-ishikawa.or.jp)

附則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

この要綱は、令和6年1月9日から施行する。（第2版）

この要綱は、令和6年1月12日から施行する。（第3版）

この要綱は、令和6年10月29日から施行する。（第4版）

この要綱は、令和7年12月25日から施行する。（第5版）

「令和6年能登半島地震災害義援金（富山県被災者支援分）」募集要綱（第七版）

社会福祉法人富山県共同募金会

1 趣 旨

1月1日に石川県能登地方を震源とする地震によって、富山県内でも震度5強を観測しました。この地震により多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、継続的に救助を必要としている状況から、1月1日に魚津市、入善町を除く県内9市3町1村においては災害救助法が適用されました。

富山県共同募金会（以下「本会」という。）では、この地震によって被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施します。

2 義援金の名称

「令和6年能登半島地震災害義援金（富山県被災者支援分）」

3 受付期間

令和6年1月5日（金）から令和9年3月31日（水）まで

4 義援金の受入について

（1）指定口座による受入

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行		00150-9-605602	トヤマケンキヨウホーレイワクネンノトハントウシ"シンサイカ"イキ"エンキン 富山県共募令和6年能登半島地震災害義援金
北陸銀行	県庁内支店	(普) 4179363	シャカイフクシホウシ"ントヤマケンキヨウト"ウホ"キンカイサイカ"イキ"エンキン 社会福祉法人富山県共同募金会災害義援金

※ ゆうちょ銀行窓口での振込手数料は無料となります。

※ 北陸銀行本店及び各支店窓口からの振込手数料は無料となります。

※ ATM、インターネットバンキング等などからの振込は手数料がかかりますのでご注意ください。

（2）現金書留による受入

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと、受付期間内は郵便料金が免除されます。

〔送付先〕社会福祉法人富山県共同募金会

〒930-0094 富山県富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館内

5 義援金の配分

富山県が設置する義援金配分委員会において配分額を決定のうえ、各市町を通じて、被災者に配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。確定申告に際しては、金融機関から受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。この募集要綱は、本会ウェブサイト(<http://www.akaihane-toyama.or.jp>)からも取得可能です。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へご送付ください。後日、領収書を発送いたします。

〔該当する税制優遇措置〕

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当。
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金」に該当

7 その他

(1) 物資は取り扱わず、義援金のみを取り扱うことといたします。

(2) この要綱は、令和6年1月5日から施行します。

この要綱は、令和6年1月9日から施行します。(第二版)

この要綱は、令和6年1月19日から施行します。(第三版)

この要綱は、令和6年3月4日から施行します。(第四版)

この要綱は、令和6年11月21日から施行します。(第五版)

この要綱は、令和7年2月26日から施行します。(第六版)

この要綱は、令和7年12月5日から施行します。(第七版)

【お問い合わせ先】

社会福祉法人富山県共同募金会

〒930-0094 富山県富山市安住町5-21

(富山県総合福祉会館 3階)

TEL : 076-431-9800 FAX : 076-432-6551

Mail : info@akaihane-toyama.or.jp

「令和6年能登半島地震災害義援金（新潟県被災者支援分）」募集要綱 (第5版)

社会福祉法人新潟県共同募金会

1 趣旨

1月1日に石川県能登地方を震源とする地震によって、新潟県内でも震度6弱を観測しました。この地震により多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、県内14市町（新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、出雲崎町）に災害救助法が適用されました。

新潟県共同募金会（以下「本会」という。）では、この地震によって被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和6年能登半島地震災害義援金（新潟県被災者支援分）

3 受付期間

令和6年1月9日（火）から令和9年3月31日（水）まで
(被災状況に応じて受付期間を延長する場合があります。)

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
第四北越銀行	白山支店	普 1590791	シャカイフクシホウジン 社会福祉法人 ニイガタケンキョウドウボキンカイ 新潟県共同募金会
大光銀行	新潟支店	普 3043002	ニイガタケンキョウボノトハントウジシシサイガイ 新潟県共募能登半島地震災害 ギエンキン 義援金
ゆうちょ銀行		00130-0-515716	

※1 第四北越銀行・大光銀行・ゆうちょ銀行の窓口での振込手数料は無料。

※2 全国地方銀行協会加盟銀行の本支店窓口での第四北越銀行への振込手数料は無料。

※3 第二地方銀行協会加盟銀行の本支店窓口での大光銀行への振込手数料は無料。

※4 上記以外の金融機関からの振込や、ATM及びインターネットバンキング等を利用した場合の振込手数料は有料。

5 現金書留による義援金の送付

（宛先）〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階

社会福祉法人 新潟県共同募金会

※現金書留封筒に「救助用郵便」と明記してください。郵便料金が免除となります。

6 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、新潟県災害対策本部へ送金し、新潟県が設置する義援金配分委員会を通じて被災者に配分されます。

7 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和6年能登半島地震災害義援金（新潟県被災者支援分）」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を発行します。

8 その他

- (1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、令和6年1月9日から施行します。
- (3) この要綱は、令和6年1月12日改正（第2版）
- (4) この要綱は、令和6年5月10日改正（第3版）
- (5) この要綱は、令和6年11月25日改正（第4版）
- (6) この要綱は、令和7年12月1日改正（第5版）

9 問い合わせ先

社会福祉法人新潟県共同募金会

〒950-0994 新潟県新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階

TEL 025-281-5532 FAX 025-281-5533

E-mail niigatakenkyobo@h8.dion.ne.jp